

日本遺産サブストーリー（若狭塗）抽出活用業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、日本遺産「御食国若狭と鯖街道」の構成文化財の「若狭塗」に焦点を当て、若狭塗の製作技法・工程・文献の調査実施を通じて日本遺産ストーリーをより深く魅力的に伝えるサブストーリーを抽出・活用し、一般にもその魅力が伝わりやすい書籍を作成することで、サブストーリーを活かした日本遺産・若狭塗に関する体験コンテンツ整備につなげることを目的とする。

2 業務名称

日本遺産サブストーリー（若狭塗）抽出活用業務とする。

3 業務の履行期間

契約の日から令和7年3月30日とする。

4 業務内容

本業務は、若狭塗に関する製作技法・工程・資料や文献の調査・取材・写真撮影を実施するとともに、同写真を活用して、若狭塗に関する学術的成果を研究者だけでなく事業者・市民・観光客をはじめとする一般にわかりやすく伝える書籍の原稿作成を行うものであり、下記に掲げる業務を行うこと。なお、同業務の成果物に含まれる文章や写真、書籍データについては、若狭塗に関する体験コンテンツを提供するため、発注者が許可する第三者が発注者の許可する範囲内において使用できるものとする。

(1) 調査・取材・写真撮影

令和6年9月から令和7年2月において、計5日程度の期間で、小浜市内において若狭塗の職人に対する聞き取り調査や史料調査等に同行し、書籍掲載用の写真を撮影する。写真撮影対象は、若狭塗製造現場や歴史資料、調査実施状況等とし、書籍に掲載する写真データを納品すること。書籍掲載原稿は、発注者（学芸員）が作成する調査調書をもとに、受注者が若狭塗の文化的価値を一般に分かりやすく伝わる文章に加筆・修正することで作成するものとする。また、調査の一環として、歴史的な製作技法を調査するための記録用若狭塗（18cm×25cm×6cm程度以上の小箱を想定）の制作、工程撮影を本業務に含むものとする。

(2) 企画構成・編集・素材制作を通じた書籍の書籍原稿データの作成

書籍の体裁は、60頁程度、A4、フルカラー・無線綴の仕様を予定する。令和6年度においては、印刷予定60頁を念頭に全体構成を作成した上で、上記(1)の調査取材撮影に関する成果を用いたデザインレイアウト前の書籍原稿データを作成し、納

品する。令和7年度において、追加調査等を実施しその成果物を反映した原稿に、印刷用のレイアウトにデザインを施し、印刷製本することを予定している。

5 令和7年度の事業の継続

本業務は、令和7年度に下記に掲げる調査・取材・撮影・印刷等の業務を実施することを想定している。ただし、同業務の実施は予算が確保できた場合に限り、実施を保証するものではない。

■令和7年度業務内容

- (1) 東北を中心とした若狭塗に関する調査・取材・撮影・旅費
- (2) 書籍の構成調整・レイアウト・デザイン・編集・PDF制作
- (3) 書籍の印刷製本（60頁、250部、A4、フルカラー、無線綴、紙質110kg以上）

■令和7年度委託上限額（見込み）

¥1,666,500以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 納入場所

小浜市役所文化観光課

〒917-8585 小浜市大手町6番3号

7 その他

- (1) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとし、成果物が著作物に該当しない場合は、発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができるものとする。
- (2) 受注者は、発注者が承諾した場合は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を使用し、若しくは複製し、又はその内容を公表することができるものとする。
- (3) 発注者は、著作者の承諾により、その著作物を使用することができるものとする。
- (4) 写真画像データを納品すること。
- (5) 受注者は、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとし、発注者が損害を受けた場合は、発注者は受注者に対して損害賠償を請求することができるものとする。
- (6) この仕様に定めのない疑義が生じた場合は、発注者と受注者は速やかに協議して定めるものとする。